四　［略］
五　［略］
六　［略］
七　［略］
八　［略］
九　［略］
十　［略］
十一　［略］
十二　［略］
十三　［略］
十四　［略］
十五　［略］
十六　［略］
十七　［略］

2　［略］

（調査部の所掌事務）

第三百四十八条　調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　略］

四　関税等の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

五　［略］

2　［略］

第一目の二　特別な職の設置等

（次長）

第三百四十八条の二　沖縄地区税関の総務部に、次長一人を置く。

2　次長は、部長を助け、部の事務を整理する。

（税関考査官）

第三百五十六条　［略］

2　税関考査官は、命を受けて、次に掲げる事務を処理し、及び調査官の行う事務を総括する。

一　税関行政の考査を行うこと。

二　沖縄地区税関長の指定する事務に関すること。

（調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、調査官三人以内を置く。

2　前項の調査官は、命を受けて、第三百五十三条第二項各号、第三百五十四条第二項各号及び第三百五十六条第二項各号に規定する事務を処理する。

（統括監視官の職務）

第三百六十一条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一・二　略］

二　［同上］
三　［同上］
四　［同上］
五　［同上］
六　［同上］
七　［同上］
八　［同上］
九　［同上］
十　［同上］
十一　［同上］
十二　［同上］
十三　［同上］
十四　［同上］
十五　［同上］

2　［同上］

（調査部の所掌事務）

第三百四十八条　調査部は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～三　同上］

四　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割の賦課及び徴収並びに関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関する情報に関すること。

五　［同上］

2　［同上］

［目を加える。］

［条を加える。］

（税関考査官）

第三百五十六条　［同上］

2　税関考査官は、命を受けて、税関行政の考査を行い、及び沖縄地区税関長の指定する事務を処理する。

［号を加える。］

［号を加える。］

（調査官）

第三百五十七条の二　沖縄地区税関の総務部に、調査官二人以内を置く。

2　前項の調査官は、命を受けて、第三百五十三条第二項各号及び第三百五十四条第二項各号に規定する事務を処理する。

（統括監視官の職務）

第三百六十一条　統括監視官は、命を受けて、次に掲げる事務を分掌する。

［一・二　同上］